

【図表4】職場復帰支援プログラム（例）

ステップ	説 明
《第1ステップ》 病気休暇（休職） 開始・ケア	○職場復帰支援は病気で休んだときから開始します。 ○所属長、職員厚生課、産業医及び職員厚生課保健師が休暇（休職）中の職員の状況を把握し、連携しながら、職場の状況や職場復帰の手順について本人に説明し、不安を抱えたり孤立感を抱かないようにケアします。 ○また、休暇（休職）中は所属長、または職員厚生課保健師が月に1回程度、本人もしくは家族と連絡をとり、状況を把握します。 ○ただし、主治医が職場との接触を持たないことが必要と判断する時期については、主治医の指示に従います。
《第2ステップ》 主治医による 職場復帰可能の判断	○職場復帰の準備段階に入ったら、病気休暇ならば職場復帰の3～4週間前までに、休職ならば職場復帰の4週間前までに、主治医から職場復帰可能な段階である旨の診断書と復帰願を本人から所属長に提出します。ここでの職場復帰可能とは、元の健康状態に応じて、おおよそ割まで回復している状態をいいます。 ○報告を受けた後、所属長が主治医や本人との面談を行い、治療状況や職場復帰に向けての回復状況を確認します。 ○また、臨床心理士や職員厚生課保健師による面談や職員厚生課で指定する精神科医の診断を受け、それに基づいて職員厚生課保健師と所属長は、職場復帰のための支援プラン（「復帰支援プラン」）の作成について、協議をします。
《第3ステップ》 審査会による職場 復帰の可否の判断・ 職場復帰支援 プランの作成	○病気の再発予防と円滑な職場復帰を図るため、「復帰判定審査会」を開催し、勤務可能な状況まで回復しているかどうかを審査します。 ○また、職場復帰に際しての条件や配慮、短時間などの試行的な勤務（「試行勤務」）の導入、職場復帰後のフォローアップ体制などを盛り込んだ復帰支援プランについても、併せて審査します。 ○審査会のメンバーは、産業医、臨床心理士、精神科医、職員厚生課（課長・係長・保健師）、人事課、所属長で基本的に構成されます。 ○ここで出された意見を基に、職員厚生課長が職場復帰の可否を判定します。審査会の結果は、所属長を経由して本人に連絡されます。
《第4ステップ》 試行勤務の実施	○審査会の結果、望ましいと判定されれば「試行勤務」のステップへ進みます。 ○「試行勤務」は、正式な職場復帰前に出勤することで、職場の雰囲気慣れたり、軽作業を通して自分自身の回復状況の確認ができたり、職場復帰への自信につなげていきます。 ○「試行勤務」期間中は病気休暇・休職期間として取扱い、業務の流れや終了時の確認などを所属長の指定する指導責任者のもとで行います。 ○勤務の内容や時間帯などは、復帰支援プランに基づいて行いますが、状況に応じて修正していくことは可能です。また、本人は試行勤務中、作業内容などを毎日記録し所属長へ提出し、臨床心理士または職員厚生課保健師と面談を行います。 ○なお、休職の際の試行勤務は、休職を延長することから、通勤途中及び勤務時間中の公務災害の補償が受けられないこと、また、給料は8割または無給となります。 ○試行勤務終了の1週間前までに、職員厚生課の指定する医師の診断を、試行勤務終了の3日前までに、主治医の診断を受けます。 ○職員厚生課と所属長は、職員厚生課の指定する医師や主治医と連絡をとり、回復状況や試行勤務の状況を確認し、最終的な職場復帰を判断します。 ○思うように回復が進んでいない場合は、病気休暇や休職を延長することもあります。
《第5ステップ》 職場復帰後の フォローアップ	○職場復帰後も病気の再発の可能性があるため、所属長、職員厚生課保健師が主治医と連携してサポートできる体制を整えます。 ○職場環境での配慮、復帰支援プランの評価は、臨床心理士または職員厚生課保健師が本人への定期的な面談により行います。

受け取っていた事例があったからです。全国的には、病休中なのに遊技場にいるところを地域住民に見つかり、問題となったケースもあったようです。「遊技場に行くのもリハビリだ」というような意見もありますが…（笑）

▼精神疾患に関しては、このよう

に規則上厳しい面もありますが、一方で例えば、メンタルヘルス不調であれば、「職場復帰支援プログラム」というようなものを当局がしっかりと整備し、主治医、所属長、保健師などが連携しながらサポートしていくことが重要となってくる。

【図表4】は県内自治体の「職場復帰支援プログラム」を例として記載したものです。職場内にメンタルヘルス不調で休んでいる方等が複数人いるような場合、担当の保健師さんの負担は相当なものになると思います。組合としてはこれらのケアも必要となります。

総支部HP

会津総支部ホームページのトップページです。



機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。



▼日本における台風の風水害もひどい状況でしたが、特にSNS上にアップされている、台風11号によるベトナムや中国、フィリピンにおける被害状況はひどいものでした。猛烈な風で、トラックが横転し、街路樹のほとんどが、なぎ倒され、濁流とともに多くの自動車が行き止まり。また、イタリア北部ではテニスボール大のひょうが降り、多くの負傷者が出て、建物・自動車等の被害も大きかったとのこと。まさに、地球温暖化の影響が深刻化している訳です。国家間で争いを起こしている場合ではないのですよ。（坂内）

編集後記



機関紙の内容について職場の仲間と話し合おう！